令和８年度山形市防災会議

次第

日時：令和８年８月７日（金）
午後１時３０分～
場所：市役所１１階大会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　協　議
（１）山形市地域防災計画修正案について　・・・・・・・・・・・・　資料１、資料２

（２）山形市防災会議運営規程の改正案について　・・・・・・・・・・・・・・　資料３

（３）その他

４　閉　会

令和８年度山形市防災会議出席者名簿

（敬称略）

No.	機関名	役職名	氏　　名	出欠	代理出席者	
					役職名	氏名
	会　　長					
１	山形市	市長	佐藤　孝弘	出席		
	第一号委員					
２	東北財務局山形財務事務所	所長	川村　敏彦	出席		
３	東北農政局山形県拠点	総括農政推進官	小嶋　義浩	出席		
４	東北森林管理局山形森林管理署	署長	山口　孝	出席		
５	山形労働基準監督署	署長	阿久津　拓也	出席		
６	東北運輸局山形運輸支局	山形運輸支局長	高橋　勇一	代理出席	首席運輸企画専門官	大波　裕一郎
７	山形地方気象台	台長	池田 友紀子	代理出席	次長	菅原　誠
８	国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所	所長	岡本　直剛	代理出席	副所長	小田桐 聡
９	陸上自衛隊第２０普通科連隊	第３中隊長	鈴木　憲治	出席		
	第二号委員					
１０	山形県村山総合支庁	総務企画部長	音山　優子	出席		
１１	山形県村山総合支庁（村山保健所）	保健福祉環境部 医療監(兼)村山保健所長	藤井 俊司	出席		
１２	山形県村山総合支庁	建設部長	小林　雅史	欠席		
	第三号委員					
１３	山形警察署	署長	板垣　敦士	出席		
	第四号委員					
１４	山形市	副市長	髙倉　正則	出席		
１５	山形市	副市長	井上　貴至	出席		
１６	山形市	上下水道事業管理者	伊藤　浩之	出席		
１７	山形市	病院事業管理者	貞弘　光章	欠席		
１８	山形市	総務部長	伊藤　哲雄	出席		
１９	山形市	財政部長	高橋　一実	出席		
２０	山形市	企画調整部長	奥山　泰子	出席		
２１	山形市	文化スポーツ部長	松沢　聖	出席		
２２	山形市	市民生活部長	山崎　真浩	出席		
２３	山形市	健康医療部長	川合　尚子	出席		
２４	山形市	環境部長	豊後　真	出席		
２５	山形市	福祉推進部長	平吹　史成	出席		
２６	山形市	こども未来部長	荒木　秀一	出席		
２７	山形市	商工観光部長	高橋　大	出席		
２８	山形市	農林部長	石岡　純一	出席		
２９	山形市	まちづくり政策部長	佐藤　秀弘	欠席		
３０	山形市	都市整備部長	芦野　知明	出席		
	第五号委員					
３１	山形市教育委員会	教育長	金沢　智也	欠席		

No.	機関名	役職名	氏　　名	出欠	代理出席者	
					役職名	氏名
	第六号委員					
３２	山形市消防本部	消防長	斎藤　純一	出席		
３３	山形市消防団	団長	阿部　雅義	出席		
	第七号委員					
３４	日本郵便株式会社山形南郵便局	総務部長	鎌田　満	欠席		
３５	東日本旅客鉄道株式会社 山形事業本部山形駅	副駅長	五十嵐 幸平	出席		
３６	ＮＴＴ東日本株式会社宮城事業部　山形支店	設備部長	佐藤　勇悦	代理出席	災害対策室長	沢口　功樹
３７	日本銀行山形事務所	企画役補佐	佐藤　克憲	出席		
３８	日本赤十字社山形県支部	事務局長	奥山　賢	欠席		
３９	日本放送協会山形放送局	副局長	橋本　勝	出席		
４０	公益社団法人山形県トラック協会	専務理事	石黒　光弘	出席		
４１	東北電力ネットワーク株式会社 山形電力センター	所長	金子　晶紀	出席		
４２	山形放送株式会社	取締役報道制作局長兼技術局長	三浦　重行	出席		
４３	山形交通株式会社	総務課長	東海林　裕司	欠席		
４４	第一貨物株式会社山形支店	総務課長	逸見　恵美子	出席		
４５	山形ガス株式会社	常務取締役導管事業部長	佐藤　勉	出席		
４６	株式会社山形テレビ	メディア情報局長	工藤　良一	欠席		
４７	一般社団法人山形市医師会	会長	篠原　正夫	代理出席	事務局長	黒沼　崇
４８	株式会社テレビユー山形	取締役報道制作局長	横井　千代志	出席		
４９	株式会社エフエム山形	編成制作部長	逸見　千尋	出席		
５０	株式会社さくらんぼテレビジョン	取締役報道制作局長	大宮　浩介	出席		
５１	株式会社ドコモＣＳ東北山形支店	ネットワーク部門　担当部長	横山　禎也	出席		
	第八号委員					
５２	山形市自主防災組織連絡協議会	会長	渡辺　英一	出席		
５３	山形市女性防火連絡協議会	会長	伊藤　美由紀	出席		
５４	公益社団法人山形県看護協会	会長	若月　裕子	出席		
５５	特定非営利活動法人日本地域放送支援機構	理事長	玉井　恒	出席		

資料１

山形市地域防災計画修正案の概要

令和８年８月７日

山形市防災会議

山形市地域防災計画修正案の概要について

山形市地域防災計画を前回修正した令和６年8月以降、市としても新たに防災に関する計画を策定したことから、それらを山形市地域防災計画に盛り込むために修正しようとするもの。

あわせて、災害対策基本法等の改正等の国や県の動きを踏まえて、必要な修正をしようとするもの。

修正案の概要

１　山形市が策定した防災に関する計画を反映

（１）「山形市避難所等環境整備計画（令和８年３月策定）」で示した山形市の考え方を反映する。

（２）「山形市防災情報ＤＸ推進計画（令和８年３月策定）」で示した山形市の考え方を反映する。

２　国の動きに合わせた所要の修正

（１）内閣府が令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえて、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を改正したことに伴い、所要な修正を行う。

→　同指針を踏まえて策定した「山形市避難所等環境整備計画」を地域防災計画に反映することで、同指針を踏まえた地域防災計画とするもの。

（２）災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されたことに伴い、所要の改正を行う

３　新たな防災気象情報の運用開始に伴う所要の修正

４　その他表現の適正化等の修正

山形市避難所等環境整備計画の概要

1　背景・目的

近年、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化に加え、甚大な被害をもたらす地震災害が各地で発生している。特に令和６年能登半島地震では、インフラの寸断により避難生活が長期化・過酷化し、避難所の衛生環境が悪化する事態となり、避難環境の悪化が被災者の心身に深刻なダメージを与え、「災害関連死」を招くリスクが顕在化した。

このような中、国は令和６年能登半島地震の教訓や国際的な人道支援の最低基準である「スフィア基準」の理念をふまえ、同年、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を改定。

山形市においても、多様な市民ニーズや近年の猛暑や冬季の厳しい気候などを踏まえ、従来の「場所（避難所）の支援」から、在宅や車中避難者等も含めた「人（避難者等）の支援」へと考え方を転換し、避難生活における良好な生活環境並びに市民及び避難者等の生命と安全を確保し、健康と安心の保持を図るために本計画を策定した。

2　主な取組

No.	項目	内容
1	公助備蓄の推進	国が示す基本８品目に加え、山形市独自に寒暖対策、感染症対策、停電対策に係る資機材を備蓄する。 （１）国が示す食料及び生活必需品等の基本８品目 食料、毛布、乳幼児用ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、携帯トイレ （２）市避難所における生活環境の向上に向けた山形市の独自導入資機材 ア　寒暖対策　テント式パーティション、段ボールパーティション、段ボールベッド イ　感染症対策　水循環式手洗い器、自動ラップ式トイレ ウ　停電対策　ポータブル電源、発電機、投光器
2	市避難所の 避難スペースの確保	通路を含めた避難者１人あたりの必要面積を５㎡に拡充。 避難スペースの不足や要配慮者等スペースの確保等に対応できるよう、市立小中学校及び商業高校については、状況に応じて体育館に加え、校舎等を避難所として使用する。
3	市避難所の 生活空間の確保	居住区画の温度上昇を抑制するため、通気性のあるテントパーティションを導入し、居住区画におけるプライバシー確保を図る。また、感染症対策として水循環式手洗い器を導入する。
4	女性の視点を踏まえた 避難所運営の推進	女性等の視点（プライバシー、衛生、防犯、子育て、役割固定化防止等）がいかせるよう、避難所運営マニュアルを再検証し必要な見直しを行う。

山形市避難所等環境整備計画の策定に伴う修正

No.	地域防災計画に盛り込む考え方等	現行計画の位置付け等	修正案の概要	新旧対照表ページ数
1	従来の「場所(避難所)の支援」から、在宅や車中避難者等も含めた「人(避難者等)の支援」へと考え方を転換する。	―	「第２章 災害予防計画」中、「第７節 避難所及び避難場所の整備」を「第７節 避難所及び避難場所の環境整備等」に改め、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換して、良好な避難生活環境の確保に向けた取組を推進していくことが重要であること等を明記する。	29・30ページ
2	市避難所の通路を含めた避難者１人当たりの必要面積を５㎡に拡充。	避難者の居住に有効な面積のうち、４㎡以上確保するものとする。	「第２章 災害予防計画、第７節 避難所及び避難場所の環境整備等、第１ 避難所及び避難場所の指定」の項目中、「３ 市避難所及び市避難場所の受入人数」を「３ 市避難所及び市避難場所の一人当たりの面積の考え方」に改め、市避難所の避難者の居住に有効な面積のうち、通路を含めた一人当たり５㎡以上の確保に努めることを明記する。 同項目中に、「４ 市避難所の一人当たりの面積を拡大することに伴う避難スペース等の確保」を新設し、市立小中学校及び商業高校の教室の使用並びに国立・県立校における教室等の使用について協議することを明記する。	30・31ページ
3	市立小中学校及び商業高等学校において教室等を避難所として使用する。また、国立・県立校における教室等の使用について協議する。	―		
4	公助備蓄の考え方（備蓄する品目等）について、国が示す基本８品目に加えて、市独自に寒暖対策、感染症対策、停電対策の資機材を備蓄する。	自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電資機材を整備する。	「第２章 災害予防計画、第７節 避難所及び避難場所の環境整備等、第１ 避難所及び避難場所の指定」の項目中、「４ 市避難所及び市避難場所の整備」を「５ 市避難所等の環境整備」に改め、避難生活における良好な生活環境を確保するために配備する備蓄品等について明記する。 また、「第２章 災害予防計画、第８節 災害用備蓄の充実、第３ 公助備蓄の推進」に、国が示す基本８品目に加え、山形市独自に寒暖対策、感染症対策、停電対策として備蓄する品目を明記する。	31・32・39ページ
5	女性の視点を踏まえた避難所運営の推進	女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室等について昼夜を問わず安心して使用できる環境整備。	「第２章 災害予防計画、第７節避難所及び避難場所の環境整備等、第１ 避難所及び避難場所の指定、５ 市避難所等の環境整備」及び「第３章災害応急対策計画、第２－１節 市避難所、第６ 市避難所の運営、３ 多様な視点に配慮した安全安心な運営」に女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることに配慮し、女性の視点を踏まえた避難所運営に努めることを明記する。	32・83ページ

山形市防災情報ＤＸ推進計画の概要

1　背景・目的

近年は、スマートフォンや人工知能（ＡＩ）などのデジタル技術が飛躍的に進化し、社会の情報環境は大きく変化している。災害時には、災害対策本部に多種多様で大量の情報が寄せられることが想定され、その膨大な情報の整理に時間を要すること、災害対策本部において重要な情報を見落としてしまうリスクがあることから、デジタル技術の活用が有効である。

また、市民の皆さんへ迅速に情報提供するために、市公式ＬＩＮＥアカウントなどのＳＮＳで情報発信しているが、スマートフォンをお持ちでない方が見ることができないといったデジタルデバイドの課題がある。

こうした課題を解決するとともに、必要な情報を必要な人に届けることを基本とし、生命と安全を確保することを第一の目的として本計画を策定した。

2　主な取組

項目	内容
全ての防災情報をデジタル化	防災情報のデジタル化により、情報の 収集、整理、分析、判断 の円滑化を図る。
通信基盤はインターネットを活用	防災情報のデジタル化に伴い、通信基盤はインターネットを活用することとする。
平常時に使い慣れている 方法・手段を災害時も活用	普段利用しているスマートフォンや業務用チャットツール等、日頃扱っているシステムやソフトウェアを災害時にも活用する。
災害対策本部の公式情報を 全て市公式ホームページに掲載	災害対策本部の公式情報を全て市公式ホームページに掲載し 、市民・職員で共有する。
必要な情報を必要な人に届ける ことを基本とした情報発信	特別警報等の防災気象情報や避難に関する情報などの重要情報は、市公式ホームページ、緊急速報メールやＳＮＳに加えて、防災ラジオ、テレビ・ラジオ、デジタルサイネージなど、多様な手段により伝達する。
災害時における情報共有手段 として新総合防災情報システム （ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用	国は、各省庁、地方自治体及び関係機関が被害等の災害情報を地理空間情報として共有できる「新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ-ＷＥＢ）」の運用を開始したことから、山形市においても円滑な応急対策に向けて活用していくこととする。

山形市防災情報ＤＸ推進計画の策定に伴う修正

地域防災計画に盛り込む考え方等	現行計画の位置付け等	修正案の概要	新旧対照表ページ数
全ての防災情報をデジタル化し、情報の収集、整理、分析、判断の円滑化を図る。 通信基盤はインターネットを活用する。	通信手段及び情報伝達に当たっての基本的な考え方は明記されていない。	「第３章 災害応急対策計画、第５節 通信情報」の項目中、「第３ 災害時の通信、連絡」を「第３ 災害時の通信及び連絡手段並びに情報共有」に改め、災害対策本部に寄せられる大量の情報を整理、分析し、迅速かつ的確な判断につなげていくために、原則、全ての防災情報をデジタル化することとし、通信基盤はインターネットを活用することを明記する。	95ページ
平常時に使い慣れている方法・手段を災害時も活用する。 災害時における情報共有手段として、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用する。		「第３章 災害応急対策計画、第５節 通信情報、第３ 災害時の通信及び連絡手段並びに情報共有」の項目中、「４ 災害時の情報共有」を「２ 災害時の情報共有」に改め、国、他の地方公共団体、指定公共機関等との情報共有に、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用すること、災害対策本部と指名職員の情報共有に、業務用チャットツールを使用することを明記する。	95・96ページ
情報発信に当たっては、必要な情報を必要な人に届けることを基本とする。		「第３章災害応急対策計画、第７節広報・広聴」に、災害時の市民への広報に当たっては、必要な情報を必要な人に届けることを基本とすることを明記する	101ページ

災害対策基本法等の一部改正法の施行に伴う修正

1　改正の趣旨

令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、福祉的支援等の充実等について、措置を講ずる。

2　改正の概要

＜被災者支援の充実＞

高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。

3　修正案

地域防災計画に盛り込む考え方等	現行計画の位置付け等	修正案の概要	新旧対照表ページ数
高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、福祉サービスを提供。	「第３章 災害応急対策計画、第１５節 保健・防疫、第１ 保健活動、２ 保健・医療・福祉等サービス提供の調整」の中で、福祉等サービス及びメンタルケア等が提供されるよう、関係者又はまた関係機関等の調整を行う旨を明記している。	○在宅避難及び車中避難している方に対する福祉サービスを位置付け 「第３章 災害応急対策計画、第９節 避難、第５ 避難受入計画」、「８ 在宅等避難所以外で生活している被災者への配慮」及び「９ 車中泊等建物以外の場所に避難している被災者への配慮」に、福祉サービスの提供を追加。	125ページ
		○災害救助法による救助の種類を追加 「第３章 災害応急対策計画、第３２節 災害救助法による救助、第３ 災害救助法による救助 」中に、「６ 福祉サービスの提供」を追加。	178ページ

新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

避難指示等の避難情報を発令する際に参考情報となる防災気象情報が、今年５月から新たな運用となったことに伴い、災害の種類とレベルに応じた名称に統一されている。今後、迅速な避難情報の発令ができるように、４者協議の実施基準及び災害対策連絡会議の設置基準を見直す。

１　４者協議の概要

風水害の警戒においては、迅速な判断が求められることから、警戒時における情報収集の効率化、被害が見込まれる場合の災害対策連絡会議への移行準備の円滑化を図るため、副市長及び特に警戒体制の中核を担う以下の関係部等の長により情報収集と警戒対策について協議を行う。

（１）４者協議の組織

副市長、総務部長、都市整備部長、消防長

（２）主な協議事項

①災害情報及び被害情報の収集と分析

②応急対策活動の準備

③災害対策連絡会議への移行準備

④防災支部及び市避難所の開設準備

２　災害対策連絡会議の概要

災害対策本部設置以前の段階における山形市の意思決定機関として、災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るために設置されるもの。

（１）災害対策連絡会議の組織

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ部長、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうち、本部長が災害対策上必要と認める職員

（２）主な協議事項

①災害情報及び被害情報の収集と分析

②応急対策活動の決定と実施

③災害対策本部への移行準備

④防災支部及び市避難所の開設（震度４以上の地震を観測した場合を除く。）及び閉鎖

４者協議の実施基準及び災害対策連絡会議の設置基準の見直し案

１　４者協議の実施基準

＜現在の設置基準＞

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当する場合 ①　市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。 ②　台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③　集中豪雨により局地的被害が発生又は発生が見込まれるとき。

２　災害対策連絡会議の設置基準

＜現在の設置基準＞

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当し、４者協議」により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合 ①　市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。 ②　台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③　集中豪雨により局地的被害が発生又は発生が見込まれるとき。

＜見直し案＞

上記①を以下のとおり修正する。

①　山形市内にレベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報又は暴風警報のいずれかが発表されたとき。

※新旧対照表該当ページ

４者協議の実施基準　　：76ページ

災害対策連絡会議の設置基準：73・74ページ

＜修正理由＞

レベル３相当の防災気象情報の発表が、高齢者等避難を発令するかどうかの判断基準となることから、迅速に避難情報を発令する体制を強化するために、見直ししようとするもの。

※レベル３土砂災害警報が、レベル４危険警報の基準値に到達すると予想される場合にのみ発表する方式に変更されたことで、レベル２土砂災害注意報から、レベル３土砂災害警報を経ずに、レベル４土砂災害危険警報が発表される可能性がある。そのため、例えばレベル３大雨警報が発表された際に、速やかに情報収集と警戒対策について協議を行う必要があるものと考えている。

資料３

山形市防災会議運営規程の改正案について

令和８年８月７日

山形市防災会議

山形市防災会議運営規程の改正案について

山形市地域防災計画の修正等の審議を効率的に行うため、防災会議の会議に代えて書面により議事を決定できるようにするために改正しようとするもの。

新旧対照表

改正後	改正前
（会長の職務を代理すべき委員） 第２条　条例第３条第４項に規定する会長の職務を代理すべき委員は、総務部に属する事務を担任する副市長の職にある委員とする。	（会長の職務を代理すべき委員） 第２条　条例第３条第４項に規定する会長の職務を代理すべき委員は、副市長の職にある委員とする。
（会議の招集） 第３条　防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。	（会議の招集） 第３条　防災会議は、毎年１回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。
（会議の議長） 第４条　会議の議長は、会長をもって充てる。	（会議の議長） 第４条　会議の議長は、会長があたる。
（会議の議事） 第５条　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 ２　前項の規定にかかわらず、会長は、特に認めるときは、会議に代えて書面により議事を決定することができる。 ３　第１項の規定は、前項の規定による議事の決定について準用する。この場合においては、第１項中「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。	（会議の議事） 第５条　会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は議長の決するところによる。
（説明聴取） 第６条　会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。	（説明聴取） 第６条　会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員、その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（専決） 第７条　緊急を要するとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。 ２　前項の規定により専決したときは、会長はその旨を次の会議において報告し承認を求めなければならない。	（専決） 第７条　緊急を要するとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。 ２　前項の規定により専決したときは会長はその旨を次の会議において報告し承認を求めなければならない。